

チ 介護給付費等単位数表第 5 の 1 の子の生活介護サービス費(Ⅶ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を五で除して得た数以上であること。
 リ 介護給付費等単位数表第 5 の 1 のリの子の生活介護サービス費(Ⅷ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を五・五で除して得た数以上であること。
 ヌ 介護給付費等単位数表第 5 の 1 のヌの子の生活介護サービス費(Ⅸ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

三 指定施設入所支援等の施設基準
 イ 介護給付費等単位数表第 10 の 1 のイからハまでの施設入所支援サービス費(Ⅰ)、施設入所支援サービス費(Ⅱ)及び施設入所支援サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定施設入所支援等の単位(介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、指定障害福祉サービス基準附則第四条第一項又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第一号に規定する員数以上であること。

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員(以下「生活支援員」という。)の員数が次の(1)から(4)までのいずれかに該当すること。
 (1) 前年度の利用者の数(指定生活介護等以外の昼間実施サービス(指定障害者支援施設基準第二条第十六号に規定する昼間実施サービスをいう。)に係る利用者)であつては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下このイにおいて同じ。)の平均値が二十人以上の指定施設入所支援等の単位にあっては、一以上
 (2) 前年度の利用者の数の平均値が二十人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、二以上
 (3) 前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、三以上
 (4) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあっては、三に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

ロ 介護給付費等単位数表第 10 の 1 のロからトまでの施設入所支援サービス費(Ⅳ)、施設入所支援サービス費(Ⅴ)、施設入所支援サービス費(Ⅵ)及び施設入所支援サービス費(Ⅶ)を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準
 夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。
 (1) 前年度の利用者の数の平均値が三十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、一以上
 (2) 前年度の利用者の数の平均値が三十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、二以上
 (3) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあっては、二に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

ハ 介護給付費等単位数表第 10 の 1 のチから又までの施設入所支援サービス費(Ⅶ)、施設入所支援サービス費(Ⅷ)及び施設入所支援サービス費(Ⅸ)を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準
 夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
 (1) 前年度の利用者の数の平均値が六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、一以上
 (2) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあっては、一に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 介護給付費等単位数表第 10 の 1 のルの子の施設入所支援サービス費(Ⅸ)を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準
 宿直勤務を行う職員が一人以上配置されていること。

四 指定自立訓練(生活訓練)の施設基準
 イ 介護給付費等単位数表第 12 の 5 の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等(介護給付費等単位数表第 12 の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所等をいう。以下同じ。)の施設基準

(1) 短期滞在加算(Ⅰ)を算定すべき場合の施設基準
 (一) 居室の定員が四人以下(指定障害者支援施設基準附則第十六条の規定による指定障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。)が行う場合にあっては、原則として四人以下)であること。
 (二) 居室のほか、次の(ア)から(イ)までに掲げる設備を有していること。

- (ア) 浴室
- (イ) 洗面設備
- (ウ) 便所
- (エ) その他サービスの提供に必要な設備
- (オ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。
- (カ) 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が一人以上配置されていること。
- (キ) 短期滞在加算(Ⅱ)を算定すべき場合の施設基準
- (1) (一)から(三)までに掲げる基準を満たしていること。
- (二) 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が一人以上配置されていること。

ロ 介護給付費等単位数表第 12 の 8 の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等の施設基準

- (一) 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)を算定すべき場合の施設基準
- (ア) 利用定員が次の(イ)又は(ロ)に掲げる精神障害者退院支援施設(介護給付費等単位数表第 12 の 8 の注に規定する精神障害者退院支援施設をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める基準を満たしていること。
- (イ) 病院の建物内の医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第一号に規定する精神病床を転換して設けられたもの(以下「病床転換型」という。)二十人以上六十人以下

下

- (1) 病床転換型以外のもの 二十人以上三十人以下
- (二) 居室の定員が次の(イ)又は(ロ)に掲げる精神障害者退院支援施設の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める基準を満たしていること。
- (イ) 病床転換型 四人以下であること。
- (ロ) 病床転換型以外のもの 原則として個室であること。
- (三) 利用者一人当たりの居室の床面積が次の(イ)又は(ロ)に掲げる精神障害者退院支援施設の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める基準を満たしていること。
- (イ) 病床転換型 六平方メートル以上であること。
- (ロ) 病床転換型以外のもの 八平方メートル以上であること。
- (四) 居室のほか、次の(ア)から(イ)までに掲げる設備を有していること。
- (ア) 浴室